

東日本大震災復興特区法による県税の課税免除について

- 特定復興産業集積区域内において、一定の施設又は設備の新設又は増設を行った事業者は、申請により法人事業税、個人事業税、不動産取得税などの県税の課税免除を受けることができます。
- 対象となる事業者は、市町村の指定を受けた個人事業者又は法人（指定事業者）です。

1 特定復興産業集積区域（令和6年4月1日時点）

いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村の一部

（注）法改正により令和3年4月1日から対象区域が県内全市町村の一部から沿岸部15市町村の一部に重点化されました。
 なお、令和3年3月31日以前に市町村の指定を受け、かつ、対象施設等を事業の用に供していた場合は、引き続き改正前の法律に基づき課税免除の適用を受けることができます。

2 事業者の要件（①と②の両方の要件を満たす必要があります。）

- ① 令和7年3月31日までに施設等が所在する市町村の指定を受けた個人事業者又は法人であること。
- ② 認定復興推進計画に定められた事業を行う個人事業者又は法人であること。

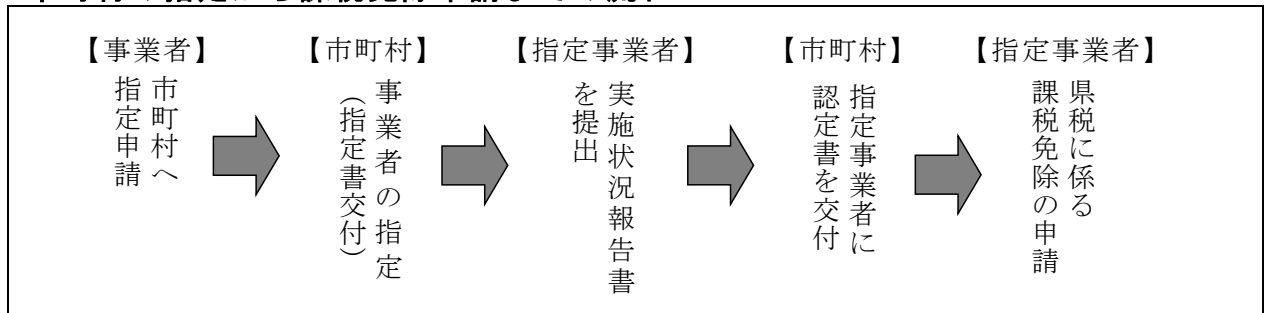
3 対象となる施設等（①から③までのすべての要件を満たす必要があります。）

- ① 市町村の指定後、令和7年3月31日までの間に新設又は増設した施設等であること。
- ② 特定復興産業集積区域内において、新設又は増設した施設等であること。
- ③ 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に係る法律（震災特例法）による所得税又は法人税の課税の特例（ア又はイのいずれか）の適用を受ける施設等（機械・装置、建物・建物附属設備、構築物など）であること。

震災特例法による所得税・法人税の課税の特例の内容

- ア 事業用設備等の特別償却・税額控除（特区法37条）
 - イ 開発研究用資産の特別償却・税額控除（特区法39条）
- ※ 特区法：東日本大震災復興特別区域法

4 市町村の指定から課税免除申請までの流れ



5 課税免除の内容

法人事業税	新・増設した施設等を事業の用に供した事業年度から5事業年度分
個人事業税	新・増設した施設等を事業の用に供した年から5年分
不動産取得税	新・増設した施設等である家屋及びその敷地である土地（土地については、対象家屋の垂直投影面積部分が対象となり、当該土地の取得から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に限りです。）

6 申請期限

法人事業税	事業の用に供した日の属する事業年度の確定申告期限
個人事業税	事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日
不動産取得税	対象不動産を取得した日から60日を経過する日

※事業税は、2年目以降も各事業年（年度）ごとに申請が必要です。